

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

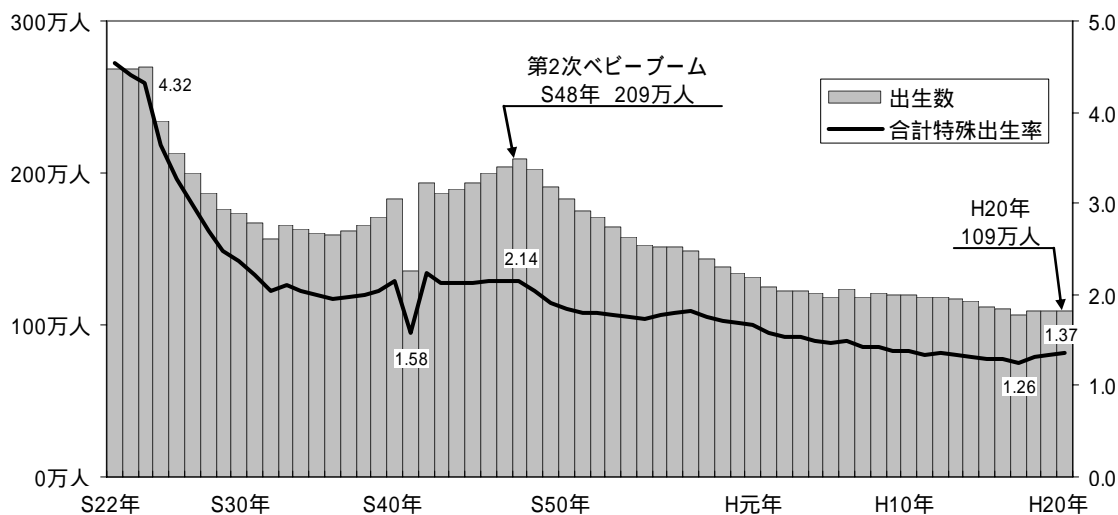
(1) 止まらない少子化の進行

国は平成15年7月に「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

また、「少子化社会対策大綱」を閣議決定するとともに、若者の自立とたくましい子どもの育ち等の重点課題に対して、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」を策定し、様々な対策を実施してきました。

しかし、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数106万人、女性が一生の間に生むと推定される子どもの数を表す合計特殊出生率は1.26と、過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行がみられました。その後、合計特殊出生率は、若干上昇しているものの、依然として長期的に人口が安定的に維持される人口置換水準を大きく下回っています。

図1 出生数・合計特殊出生率の推移(全国)



*厚生労働省「人口動態統計」

(2) 国による少子化対策の抜本的な拡充、強化

少子化の進行に歯止めがかからない中、少子化対策の抜本的な拡充、強化のために、平成 18 年 6 月に「新しい少子化対策について」が少子化社会対策会議で決定されました。

一方、平成 18 年 12 月に発表された「日本の将来推計人口」では、2055 年（平成 67 年）の合計特殊出生率は 1.26（出生中位・死亡中位推計）と示され、社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会では、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離に着目し、その要因が整理されました。

このような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには、何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を平成 19 年 12 月に取りまとめています。

この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を“車の両輪”として進めていく必要があるとしています。

このうち「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、平成 19 年 12 月に仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

この憲章では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとされ、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の関係者が果たすべき役割を掲げています。行動指針では、憲章が掲げる 3 つの社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取り組みを推進するための社会全体の目標（取り組みが進んだ場合に達成される水準として 10 年後の目標値）を設定しています。

先の重点戦略では「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向けて、具体的な制度設計の検討と、先行して実施すべき課題という 2 つの課題が示されましたが、後者については、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成 20 年 12 月 3 日に公布されました。

また、平成 22 年 1 月 29 日には「子ども・子育てビジョン ～子どもの笑顔があふれる社会のために～」が閣議決定され、平成 26 年度を目途とした子ども・子育て支援策が示されました。

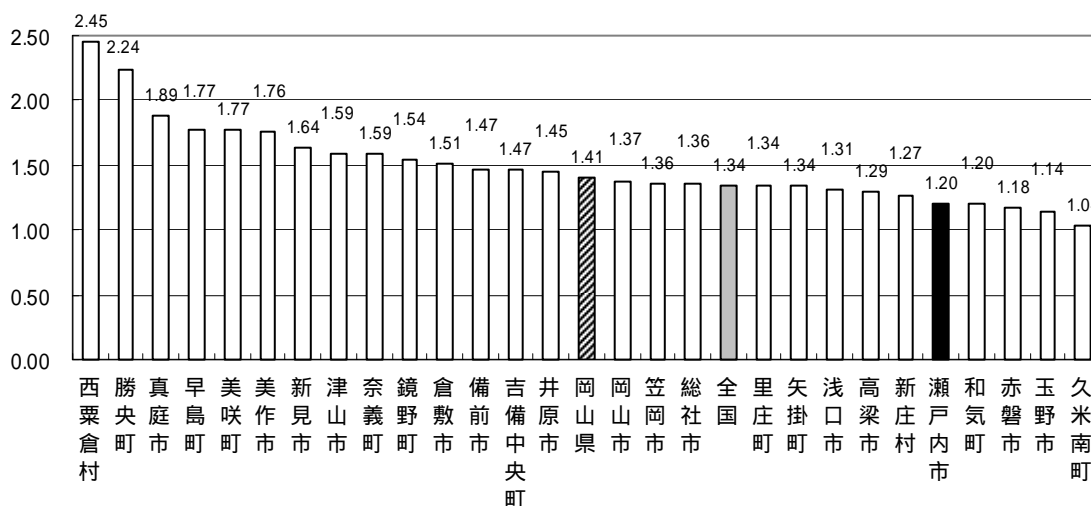
(3) 瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)策定の目的

本市では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画」(以下、「前期計画」という。)を平成17年3月に策定し、一時預かり事業や放課後児童健全育成事業の充実、要保護児童対策地域協議会の設置など、子育てに関するさまざまな支援の強化・拡充に努めてきました。

こうした中、平成19年の本市の合計特殊出生率は1.20となっており、県内でもかなり低い値となっています。

将来を見据えたとき、少子化の進行は、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなるといった子ども自身への影響をはじめ、若年労働力の減少など社会活力の低下等への影響も懸念され、市政における重要課題の一つと言えます。

図2 岡山県内市町村の合計特殊出生率(H19年)の比較



*岡山県「衛生統計年報」

これらを踏まえ、市民が安心して子どもを産み、明日の瀬戸内市をつくる子どもたちがすくすくと育つ、“子どもと子育てを応援する環境づくり”に向けた基本的な考え方や、施策・事業の方向を明らかにするために、『瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)』を策定しました。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定されている市町村行動計画に該当し、すべての子どもと子育て家庭を対象に、母子保健、小児医療、児童福祉、教育、その他子育て支援の環境整備など、市が進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示すものです。

また、市のまちづくりに関する最上位計画「瀬戸内市総合計画」を上位計画とするとともに、「瀬戸内市総合保健福祉計画」に内包される“次世代育成支援地域行動計画”の後期計画に位置づけられます。

さらに、次世代育成支援対策を着実に進めていくために、本計画に基づいて市民一人ひとりをはじめ、各家庭や学校・地域・職場の積極的な取り組みを促進するものです。

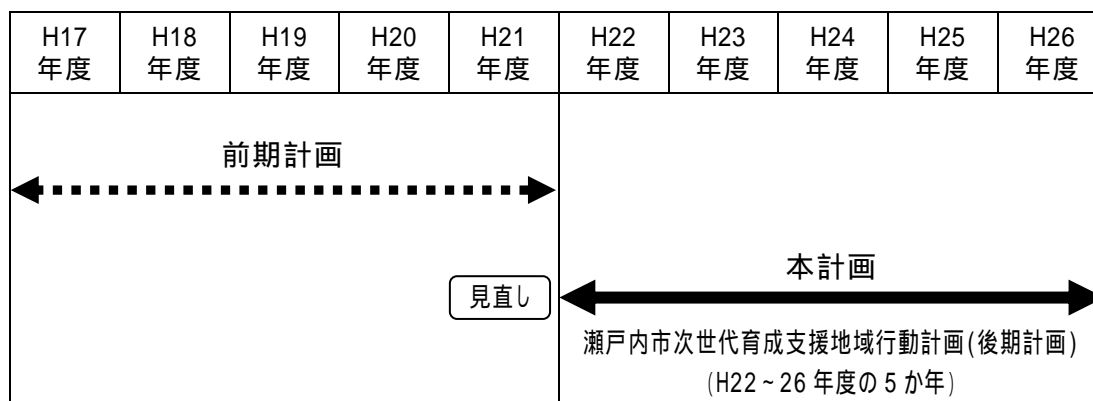
(2) 計画の期間

本計画は、平成22年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする5か年計画です。

なお、計画の基礎となる将来人口や子育て支援サービスの目標事業量については、国が示した「行動計画策定指針」に基づき、「新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月27日厚生労働省策定)の目標年度(平成29年度)に達成されるべき事業量を考慮した上で、平成22年度と平成26年度の目標を設定します。

また、社会情勢や国の施策動向など時代の変化に対応するため、計画期間においても必要に応じて見直しを行うものとします。

図3 計画の期間



(3) 計画の視点

本計画は、国が示した「行動計画策定指針」に基づき、次の9つの視点を踏まえ
て策定しました。

<p>子どもの視点</p>	<p>子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。</p>
<p>次代の親づくりという視点</p>	<p>豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成を進めることが必要です。</p>
<p>サービス利用者の視点</p>	<p>少子化や核家族化の進行などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援のニーズも多様化しており、サービス利用者の視点に立った取り組みが必要です。</p>
<p>社会全体による支援の視点</p>	<p>父母その他保護者が子育ての第一義的責任を有するとの基本認識の下に、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で支援していくことが必要です。</p>
<p>仕事と生活の調和実現の視点</p>	<p>結婚や子育てに関する希望を実現する取り組みの一つとして、働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和がとれた社会づくりを進めることが必要です。</p>
<p>すべての子どもと家庭への支援の視点</p>	<p>子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援といった観点から施策や事業を推進することが必要です。</p>
<p>地域における社会資源の効果的な活用の視点</p>	<p>子育てサークルやボランティア、民生委員児童委員、老人クラブなど、地域で活動する人や団体等と連携して子育て支援を推進することが必要です。</p>
<p>サービスの質の視点</p>	<p>利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが必要です。</p>
<p>地域特性の視点</p>	<p>次世代育成支援対策は、本市の特性を踏まえた取り組みを進めていくことが必要です。</p>

3 計画の策定方法

(1) 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会による協議

本市の次世代育成支援に関する協議を行うために、「次世代育成支援対策推進法」第21条の規定に基づき設置された「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」において、前期計画の達成状況や後期計画の内容について協議を行いました。

(2) 行政機関内部での調整

次世代育成支援に関する施策や事業を総合的・体系的に推進するために設置された「瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画推進庁内プロジェクトチーム」において、計画内容の調整を行いました。

(3) アンケート調査の実施

子育て支援サービスの事業ニーズ等を把握するために、市内在住の就学前児童及び小学校児童の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

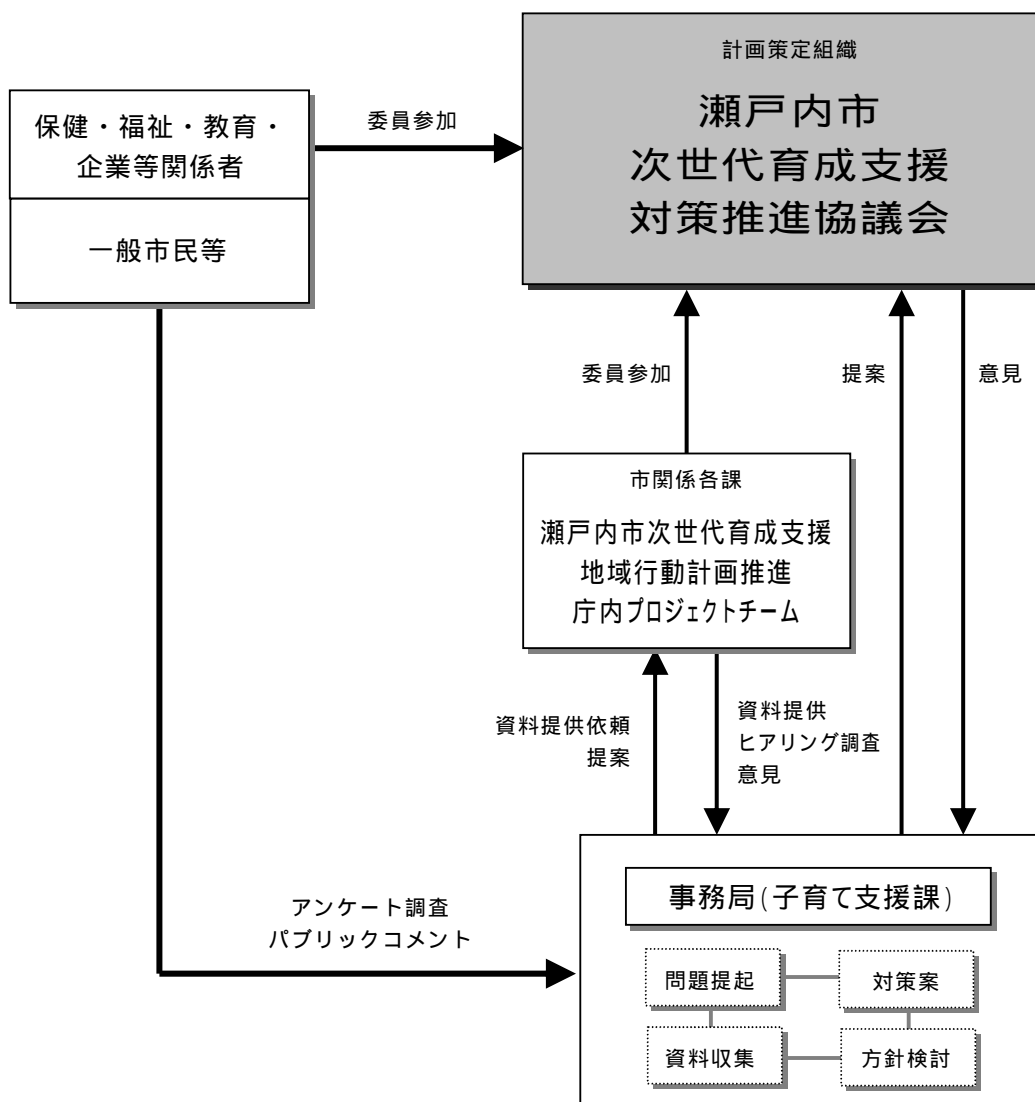
表1 アンケート調査の実施概要

	就学前児童調査	小学校児童調査
対象者	市内在住の就学前児童の保護者 〔無作為抽出〕	市内在住の小学校児童の保護者 〔無作為抽出〕
方法	郵送法（郵送による調査票の配布・回収）	
時期	平成21年1～2月	
調査票配布数	900票（100.0%）	600票（100.0%）
有効回収票数	424票（47.1%）	277票（46.2%）
主な調査項目	子どもの年齢、居住地区、家族構成 父親・母親の就労状況 保育サービスの利用状況 保育サービスの利用意向 病児・病後児保育に関するニーズ 一時預かりに関するニーズ 放課後児童クラブの利用意向 ベビーシッターの利用意向 ファミリーサポートセンターの利用意向 その他子育て支援事業の利用意向 子育て全般に関する意向	子どもの学年、居住地区、家族構成 父親・母親の就労状況 放課後児童クラブの利用状況 放課後児童クラブの利用意向 病児・病後児保育に関するニーズ 一時預かりに関するニーズ ベビーシッターの利用意向 ファミリーサポートセンターの利用意向 子育て全般に関する意向

(4)パブリックコメントの実施

計画内容について、市民からの幅広い意見及び情報を考慮し、最終的な意思決定を行うために、平成21年12月11日～平成22年1月12日まで、本計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

図4 計画の策定体制



2-6 市内の子育て支援施設等配置図

